

香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月27日

香川県公安委員会委員長 伊賀三千廣

**香川県公安委員会規則第22号**

香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則  
(香川県警察組織規則の一部改正)

第1条 香川県警察組織規則(平成12年香川県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公安課) 第31条 略 (1)～(8) 略 <u>(9) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)の施行に関すること。</u> <u>(10)・(11) 略</u>	(公安課) 第31条 公安課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(8) 略  (9)・(10) 略

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1～68の10 略					1～68の10 略				
68の11 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)	略				68の11 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)	略			
<u>68の12 国際連合安全保障理事会</u>	<u>第4条第3項</u>	<u>国家公安委員会に対する指定に関する意見の</u>	<u>○</u>						

決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）		申述		
	第9条	規制対象財産の贈与を受けること等の行為の許可	○	
	第10条第1項	規制対象財産の贈与を受けること等の行為の許可に係る申請書の受理	○	
	第12条第1項	許可の条件の付与及びその変更	○	
	第13条第1項	許可証の交付	○	
	第13条第2項	許可証の再交付	○	
	第13条第3項	許可証の返納の受理	○	
	第14条	許可の取消し	○	
	第16条第1項	特定金銭債権の差押債権者に対する支払の禁止命令及び当該命令をした旨等の通知	○	
	第16条第2項	支払の禁止命令をした旨等の公告	○	
	第16条第3項	支払の禁止命令の取消し	○	
	第17条第1項	規制対象財産の提出命令及び仮領置	○	
	第17条第2項	規制対象財産の引継ぎ及び引継ぎを受けた旨等の通知	○	
第17条第3項	仮領置に係る規制対象財産の返還の申請の受理	○		
第17条第	仮領置に係る規制対象	○		

	<u>4項及び第5項</u>	財産の返還		
	<u>第17条第7項</u>	公告国際テロリストでなくなった者以外の規制対象財産の返還を受ける権利を有する者に対し当該規制対象財産を返還しようとする場合における仮領置の継続及び返還並びに仮領置を継続する旨の通知	○	
	<u>第19条</u>	資料の提出その他の協力	○	
	<u>第20条第1項</u>	報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査等の指示	○	
	<u>第21条</u>	必要な情報の提供又は指導若しくは助言	○	
	<u>第22条第1項及び第2項</u>	公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令	○	
	<u>第23条</u>	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理	○	
(1) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等	<u>第21条第1項</u>	許可証再交付申請書の受理	○	
	<u>第22条第1項</u>	許可証返納理由書の受理	○	
	<u>第23条</u>	支払禁止命令書の交付	○	
	<u>第25条</u>	支払禁止命令通知書の送付	○	
	<u>第26条</u>	規制対象財産提出命令書の交付	○	

に関する特別措置法施行規則（平成27年国家公安委員会規則第16号）	第27条第1項	仮領置書の交付	○	
	第27条第2項	仮領置書の写しの送付	○	
	第29条	仮領置財産引継通知書の交付	○	
	第31条	仮領置財産返還受領書の受理及びその写しの交付	○	
	第32条	継続仮領置書の交付	○	
	第34条第1項	提出資料目録の作成及びその写しの交付	○	
	第34条第2項	提出資料の返還	○	
	第34条第3項	資料受領書の受理	○	
第36条	行為制限命令書の交付	○		
69 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）	略			
70～101	略			
備考	略			

69 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）	略			
70～101	略			
備考	略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。